

市第20号議案

建物収去、土地明渡し等についての訴えの提起

建物収去、土地明渡し等について、次のように訴えを提起する。

平成22年 6 月11日提出

横浜市長 林 文 子

1 当事者

原告 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子

被告 南区山王町 1 丁目 8 番地

株式会社加藤定一商店

代表取締役 加 藤 千恵子

2 訴訟物の価額

6,231,954 円

3 訴えの要旨

株式会社加藤定一商店（以下「加藤定一商店」という。）に対し、別紙物件目録 1 から 3 まで記載の建物及び工作物を収去し、並びに別紙物件目録 4 記載の土地（以下「本件土地」という。）を明け渡すとともに、遅滞一時貸付料 1,397,952 円及び支払済みに至るまでの年14.6パーセントの割合による違約金並びに明渡しの完了する日までの期間の日数に応じ一時貸付料額の 3 倍に相当する額の損害賠償金を支払うことを求める。

4 訴えを提起する理由

横浜市は、本件土地を廃棄物集積分別所及びその附属事務所敷地として貸し付けるため、加藤定一商店と本件土地の一時賃貸借

契約を締結した。加藤定一商店は、当該契約で定めた納付期限経過後においても一時貸付料を納付しなかったため、横浜市は、当該一時貸付料の支払を求めたが、これに応ぜず、また、当該契約で定めた一時貸付期間の満了後も本件土地の原状回復及び返還の義務を履行しないので、訴えを提起するものである。

5 裁判所

横浜地方裁判所

物件目録

- 1 所在 中区かもめ町66番地
種類 車庫
構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 77.76 平方メートル
- 2 所在 中区かもめ町66番地
種類 事務所
構造 プレハブ造 2 階建
床面積 1 階 25.92 平方メートル
2 階 25.92 平方メートル
- 3 所在 中区かもめ町66番地
種類 万能板、キャスターゲートその他の工作物
数量 一式
- 4 中区かもめ町66番の土地

提 案 理 由

建物収去、土地明渡し等を求めるため、株式会社加藤定一商店に

対し訴えを提起したいので提案する。

参 考

事件の概要

- 1 平成 21 年 4 月 1 日 横浜市は、株式会社加藤定一商店（以下「加藤定一商店」という。）と平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までを一時貸付期間とする中区かもめ町 66 番の土地（以下「本件土地」という。）の一時貸借契約を締結した。
- 2 平成 21 年 6 月から平成 21 年 8 月まで 加藤定一商店が本件土地の一時貸付料の納付を遅滞したので、横浜市は、加藤定一商店に対し、電話により督促したが、加藤定一商店は、これに応じなかった。
- 3 平成 21 年 9 月 4 日 横浜市は、加藤定一商店に対し、督促状及び催告書を手交し、遅滞一時貸付料の支払を請求したが、加藤定一商店は、これに応じなかった。
- 4 平成 22 年 1 月 28 日 横浜市は、加藤定一商店に対し、催告書を発送したが、あて先不明により返送された。
- 5 平成 22 年 4 月 1 日 加藤定一商店は、一時貸付期間の満了後も本件土地に設置した建物及び工作物を収去せず、本件土地の返還義務を履行しなかった。

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第11号まで省略）

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

（第13号から第15号まで及び第2項省略）